

平成27年9月第41回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成27年9月8日第41回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木 洋子 2 番 高野 孝一

3 番 熊田 芳子 4 番 小野 一雄

5 番 佐藤 正司 6 番 安藤 美重子

7 番 百井 いと子 8 番 渡邊 重益

9 番 鈴木 邦昭 10番 渡邊 健一

11番 四宮 規彦 12番 高野 進

13番 熊澤 勇 14番 佐藤 アヤ

15番 高橋 晃 16番 鞠子 幸則

17番 佐藤 實 18番 安細 隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐 藤 浄	企 画 財 政 課 長	吉 田 充 彦
用 地 対 策 課 長	佐 藤 雅 徳	税 務 課 長	西 山 茂 男
町 民 生 活 課 長	南 條 守 一	福 祉 課 長	阿 部 清 茂
被 災 者 支 援 課 長	吉 田 美 和 子	健 康 推 進 課 長	岡 元 比 呂 美
農 林 水 産 課 長	齋 藤 幸 夫	商 工 観 光 課 長	齋 義 弘
都 市 建 設 課 長	佐 々 木 人 見	復 興 ま ち づ くり 課 長	櫻 井 禎
上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	牛 坂 昌 浩
教 育 課 長	岩 城 敏 夫	教 育 次 長 兼 学 務 課 長	鈴 木 邦 彦
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 和 江	農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 地 和 彦
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 藤 浄	代 表 監 査 委 員	澤 井 俊 一

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議が始まる前に、議員各位、また傍聴される皆様にご連絡をいたします。

本日の会議は、取材のためFMあおぞらから傍聴席での本会議中の録音の申し入れを受け、これを許可しておりますのでご了承願います。

また、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番 百井いと子議員、8番 渡邊重益議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

9番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔9番 鈴木邦昭君 登壇〕

9番（鈴木邦昭君） 9番、鈴木邦昭です。

通告に従いまして、今回は2項目質問させていただきます。1項目めは防災集団移転者の地盤調査について、2項目めは災害公営住宅に関する件、これから2点質問させていただきます。

まず初めに、1項目め、防災集団移転者の地盤調査について伺います。

防災集団移転者に関しては、建築も終了いたしましてあらかじめ入居をしております。しかし、住宅建設会社から地盤の強度不足が指摘され、くい打ち費用を被災者が負担した場所がありました。これは、被災者にすれば大きな負担増となっております。本町では、くい打ちをした住宅再建者に対する支援策や宅地の価格評価への反映対策などを考えたのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご質問の地盤の強度不足の件でございますけれども、町では防災集団移転促進事業による宅地といたしまして200区画を整備し、7月末現在で188区画に申し込みがあります。うち182区画の引き渡しを終えまして、既に169区画で住宅が建築されております。

地盤強度に関しましては、造成が完了した後に宅地の地盤強度を確認するため、スウェーデン式サウンディング調査を1区画につき1点を全区画において実施しており、建築基準法に基づいた普通の基礎で施工ができる強度であることを確認しております。

しかし、建築業者によりましては、万が一のリスクを軽減させるため慎重に判断し、国の基準よりさらに厳しい強度を求め、建築主に地盤補強を求める傾向があり、結果的に基礎ぐい等の補強をされている方がおられるようであります。

町では、土地の契約の際に地盤調査の結果をお配りし、内容についての説明を行いながら、また地盤調査の結果では国の基準を満たしておりますが、建築業者によりましては独自に判断している場合もありますので、地盤補強のための費用負担を求められる可能性があることにつきましても事前に説明をし、宅地の引き渡しを行っております。

なお、地盤補強に要した費用の支援について直接的な支援はありませんが、「互理町災害危険区域内移転者支援に関する補助金」の制度の中で、地盤補強に要した費用についても当該補助金を算定する上で対象経費として計上できることとなっております。

宅地の価格評価への反映についてでございますが、防災集団移転先の土地の評価については、国が定めた固定資産評価基準に基づき地価公示価格や県の地価調査価格及び不動産鑑定士による標準宅地の鑑定評価価格などを参考にしながら、周辺宅地の評価との均衡を考慮し、評価額を決定しております。

なお、防災集団移転による土地の所有者が代替土地を平成33年3月31日までの間に取得した場合は、その土地に住宅がなくても当該代替土地のうち被災住宅用地に相当する部分について取得後3年度分、当該土地を住宅用（被災代替住宅用地）とみなし、固定資産税が軽減される特例措置を適用させております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 町では1区画1点調査したわけでございますけれども、この1点の調査というのは町の考えなのか、それとも県とか国の考えなのかちょっとこれを伺いたいと思います。

それから、もう一つは調査で1点にどれぐらいの地盤許容支持力、平均してどのぐらいの支持力があつたのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 復興まちづくり課のほうより答弁いたします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） まず、1点目のご質問について回答させていただきます。

1区画1点の考え方につきまして、こちらにつきましては宅地を引き渡す時点で宅地造成した後に地盤調査をして1点でとっておりますが、これに関しては町の考え方として、具体的にその建物の建築に関する詳細まで決まっていない状況で、宅地造成が終わった後の結果ということで調査をしてお示したものでございます。

続きまして、支持力について平均でというお話がございましたが、こちらにつきましては建築基準法、それから関連法令等、そういったものに基づきまして30キロニュートン、平米当たりですね。そちら以上の支持力、そういったものであれば普通基礎で建設が可能となっておりますので、調査をしまして、30キロニュートン平米以上の結果が出ております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 平均して30キロニュートン以上ということなので、これは通常、家

を建てる場合は20キロニュートン以上だったかなとそういうふうに記憶しておるんですけれども、そういう点からいきますと大体は町で調査したことについてはほぼ達成しているかこのように思うわけですけれども、建築メーカーは普通5点の地盤調査をして建築するわけですね。

それで、今言われたわけですけれども、住宅保証機構の設計施工基準、これでは4点以上行くとこのように原則となっておるわけですけれども、引き渡しは1点でよろしかったのかなと、こう私は思ったわけでございます。特に、今回、江下団地、亶理町では一番大きな防災集団移転地の場所でありました。そしてまた、以前ここは水田であったと。そしてまた、そこに盛り土をしてまだ1年未満という場所であったのかなと思いますけれども、担当課で地盤調査、私は報告書を確認させていただきました。確かに、平均しますと30キロニュートン以上というふうに見させてもらいました。あのときは全部じゃなかったんですけれども、六十数軒分だったんですけれども、全部30キロニュートン以上と、平均してですね、ありましたので。

ただ、私が確認したときには、貫入、深さ、大体三、四メートルぐらいまで調査しておりましたけれども、1メートル50ぐらいのところでは15キロニュートンぐらいのところもございました。こういうところもありましたので、大きな地震が来た場合、液状化現象、これは大丈夫なのかなとこう思ったんですけれども、15キロニュートン以上でもまあ大丈夫かなと思って見ていたんですけれども、上のほう、特に整地した場所ですね。こっちのほうは確にかたかったんです。120キロニュートン以上ありましたので、上のかたいところは整地した部分かこう思ったんですけれども、やはりどんどん入るにしたがって少しずつやわらかくなっていると。そしてまた、3メートルぐらいのところでもまたかたくなっているというような状況のようでした。

それで、私ちょっと、くい打ちした人からちょっとお借りしたんですけれども、地盤調査報告試験結果、これもほとんどスウェーデン式サウンディング方式で、あれは半回転ずつ回しながらおもりを乗けて沈めていく方法なんですけれども、やはり一番悪いところは、大体こう見ますと20キロニュートン以上あります。ただ、悪いところは、やはり15キロニュートンというのがありました。やはりこういったかたいところとやわらかいところがあったために、この業者のほうは怖いということとくい打ちをしたんじゃないかなと、こうやはり私は思ったわけでございます。

今、確認しましたがけれども、業者というのはやはり10年の瑕疵担保保険責任というのがございます。ですから、慎重を期したのかなと思ったわけですがけれども、こういうのも見せていただきましたけれども、町のとほぼ大体合っているかなと思われましたので。当初は、何でこんなに打つところと打たないところがあるのかなと思ったんですが、よく見てみれば弱いところもあったというところであったんじゃないかなと。慎重を期したのかなと思ったわけであります。

被災された方々はやはり大変な中、再建したわけでありますから、やはり本当にくい打ちしなければ地盤が弱いというところもあったと思いますので、何かしらまた考えていただければと思うわけであります。

2項目めに入ります。

災害公営住宅に関する事項に移ります。災害公営住宅のシックハウス対策について伺います。

本町では、全ての災害公営住宅が完成いたしまして、大谷地集合住宅が8月1日から入居開始となりました。災害公営住宅入居者で、化学物質が原因でめまい、吐き気、頭痛、こういった症状を訴え、居住ができないという人がいるということを知りました。平成15年7月、シックハウス対策の規制導入改正建築基準法が施行されたわけですが、本町ではどのような対策を講じたのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 災害公営住宅のシックハウス対策につきましては、県に委託し建設した西木倉、下茨田南、上浜街道住宅及び町が直接建設いたしました大谷地住宅ともに、平成15年7月にシックハウス対策の規制を追加した建築基準法が改正されたことを踏まえ、ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ないと認定を受けた建材を使用することと定められております宮城県の「宮城県災害公営住宅設計標準」及び町の「亘理町町営住宅等整備要綱」に基づき施工されております。

また、災害公営住宅は省エネルギーを考慮し高気密化されていることから、住宅内外の温度差や屋外の風に影響されることなく新鮮な空気を取り込み、汚れた空気を排出するため、同改正により設置が義務づけられた24時間換気システムを設置し、建設しております。なお、入居者の方々には、入居説明会におきましても24時間換気システムをとめることのないよう説明も行ってきたものであります。

さらに、完成時には国の基準に基づき団地単位で建設戸数の1割を無作為に抽出

し、1住戸当たり2室のホルムアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン、キシレン、スチレンの測定対象化学物質の濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以内であることも確認しております。

これらの対策を講じて建築されている災害公営住宅ではありますが、入居した後に頭痛などの症状が出たとの相談が町へありましたので、ご本人の訴えられている状況について職員が確認いたしました。特に臭気や刺激臭を感じることはありませんでした。しかし、症状を訴えられている住戸につきましては、完成における抽出調査の対象となっていなかったため、抽出検査同様の検査を追加で行い、調査結果は全ての測定化学物質について厚生労働省の定める指針値以下であることが確認されましたので、調査結果について説明させていただくとともに、他の原因等も含め本人と話し合っていきたい、そのように考えております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今回、被災者の方ですね、仮設からようやくこの広々とした公営住宅に移れると喜んでいただろうと思うんですけども、しかも抽選で自分の思っていた部屋が当選したと大変喜んでいただろうということも聞きました。そして、いざ入居したらめまい、頭痛がして、30分も部屋にいられないと、そういう方もいたということをお聞きして、またこれは別の公営住宅からも聞こえてきました。入居当初は余りそう感じなかったと。ところが、何日かしてやっぱりせきや鼻水が出た。それでのどが痛いということで、病院にも行ってきたという方がおりました。その方は、扇風機2台を24時間、ずっともうかけっ放しにしておいたということをおっしゃっていましたが、今は大分よくなったとこのように言っておりましたけれども、このめまい、頭痛の方、やはり化学物質の過敏症ではないかなと思うんです。

先ほど町長がおっしゃいましたけれども、厚生省の指針値以下であったということをございますけれども、厚生省の指針値以下であっても定量下限値というのがございます。それよりも上に行っているということもあるんです。一応、私はちょっと分析結果報告書というのをお借りしまして、ちょっと確認させていただきました。トルエン、エチルベンゼン、キシレン、スチレン、これは確かに厚生省の指針値以下でございました。そして、また定量下限値、これがトルエン、エチルベンゼン、キシレン、スチレン、これは全部定量下限値とこういうふうに出ておりました。定量も下限値だということは、もうほとんど残っていないということですね。

要するに、これは私が思うにはトルエン、キシレン、これはVOCだと思うんですよね。VOCというのは、要するに揮発性有機化合物でございます。これは、塗料もしくはその塗料を溶かす溶剤、これに主に入っております。これが出ないということは、溶剤なんかを使っていないんだろうと思ひまして、私は担当課のほうに確認しに行きました。そうしたら水性を使っているということだったので、水性であればもうほとんどトルエン、キシレン、こういったものは入っておりません。スチレンは、ポリスチレン樹脂を使った断熱材、こういうものを使いますので、もしかしてこちらのほうはどうなのかなとも思ったわけですが、スチレンも定量下限値以下でありました。ですから、ここはまず問題なかったと。

それで、じゃあホルムアルデヒドはどうなんだろうと思ひまして、こちらのほうを見ますと、ホルムアルデヒドは厚生省で出している指針値100、確かにこれ以下でした。しかし、定量下限値10マイクログラムになっているんですね。10マイクログラム以上なんですよ。和室で49から51マイクログラムございます。そしてまた、洋室で41マイクログラムございます。ダイニングキッチンで32マイクログラムと、このように出ておりました。この数字ということは、やはり定量下限値よりもあるんだということで、これは人によってやはり個人差があるんですね。やはり、私も今花粉症ですけれども、花粉症になってみないとわからない。これも個人差があるもんですから、そういったようなもんかなと私は思うんですが、これだけは本当に注意しないと、厚生省で出している数字よりも低いと言われているけれども、ひどい方は死に至るとこういうことになります。

定量下限値というのは、その分析で正確に定量できる最低濃度ですから、その最低濃度以上やはり出ているということなんですよ。ホルムアルデヒドに関しては、こういう数値が出ているわけですが、じゃあこの数値についてどのように思われるか伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） この件に関しましては、復興まちづくり課のほうから見解について申し述べます。

議 長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） 今、ご指摘ありました件につきまして、調査結果のほうで厚生労働省の示している指針値、これ以下という結果でございますので、その

ように町としては考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 全体的には問題がなかったということ、先ほど町長の答弁でもございましたけれども、やはりこのようにホルムアルデヒドで悩んでいる人もいるということでございますので、やはりそこのところを考えていただければと、こう思うわけでありませう。

和室のほう、特に和室のほうからこういうふうによく出てくるわけですから、これは壁紙、それから押し入れ。押し入れを見ますと合板でした。そうなりますと合板であれば接着剤を使います。こういった接着剤からもホルムアルデヒドが放散されます。どのような接着剤というのを使ったのか、私らはそれはわからないわけですが、改正建築基準法では内部使用については必ず、F 4 の星マークがございます。フォスターといいますけれども、フォスター、フォスターと通常言いますけれども、このF 4 の星マーク、使用面積に制限がありません。これは特に内部に使うということで、ラベルにもたしか星マークがついていると思います。3 つ星や2 つ星は、これは面積の使用制限があります。そしてまた、1 つ星は絶対内部には使用してはいけないとこのようになっているわけでございますけれども、この内部には、国の基準が厳しくなってきましたので、フォスターを使用していると私は思いますけれども、いまだこういう形で大変だと言っている方がいるわけですから、そこのところをまた考えていただければと思います。

よく健康な人はわからないんです。先ほど、入ってみただけでも感じなかったと。調査に行った方ですね。それは感じないわけです。やはり何でも過敏症という方がいるわけですから、そういった方がちょっとしたにおいでももう頭が痛いとかのどが痛いということが出てくると思います。こういう方がいるわけですから、どうしてもホルムアルデヒドの放散が、なかなか数値が下がらないという部屋、そういうところがあれば、またその部屋の入居が厳しいという方に対して部屋を変えとか、そういうことを町としてはどう考えますか。伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員ご指摘のいろいろと細かい数値、それから当方の担当課長のほうから説明したとおりでございますけれども、恐らくこのことにつきましては特定の方で、私まで報告は受けています。当然、特定の方ということになると個人的な

問題にもなりますから、これ以上は言及がなかなかできないんですけども、町としてはお一人お一人それぞれ入居された方の状況、身体的なことも含めまして違うと思います。したがって、今ご指摘された数値的なこともございますし、他の原因等もあるんじゃないかということもあります。したがって、それぞれ我がほうもいろんな担当がございますから、他の原因もあるんじゃないかということも考慮しています。現在そういったことで今後とも話し合ってきて善処したいと、そのように思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 本当に全体的なことを言わなきゃいけないんですけども、そういう点では申しわけなく思います。

こういうふうになんか少しくつ寒くなってきましたので、ホルムアルデヒドの放散量も少なくなっていくんじゃないかなと、こう思います。今、特に雨が降っております。こういったときは、蒸すときとかこういうときはホルムアルデヒドですね、放散量が結構多く出るときがありますので、そういうのもまたあるのかなと思っているわけでございます。

2点目に入ります。

町営住宅等、これからも改修するときがあると思いますけれども、このシックハウス対策についての考えを伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今後におけますシックハウス対策につきましても、前の質問での回答と同じように、町営住宅等を改修する場合には建築基準法及び互理町町営住宅等整備要綱をもとに施工することになります。シックハウス対策については、これらの基準により認定を受けた建材を使用し、完成時には国の基準に基づき測定対象化学物質の濃度を測定することは必然であり、施工時や測定の際には職員による臭気確認を行うなど事前の確認を徹底してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 一昨年だったでしょうか。町営住宅、外壁の塗りかえがございました。屋上防水と。私は現場に行ってそのとき確認しましたけれども、これは水性を使っておりましたので特に問題はないだろうと思っておりましたけれども、中に入っている入居者の方からの問題は、そのときは何もございませんでした。

このシックハウス症候群と言われる中で一番多いのは、何ととってもやはり塗料とか、それから塗料に使うシンナー、溶剤ですね。そういったところが一番多いわけですけれども、あとはポリスチレン樹脂を使った断熱材、こういったところが挙げられるかと思うんですけれども、接着剤ですね。こういったいろいろな、あるわけです。VOCを発散するところ、それからホルムアルデヒドを放散するところというのはありますけれども、特に公共事業関係においてよく出荷証明書とかを提出するわけですけれども、その中の成分表とかMSDS、MSDSというのは、化学物質安全データシートですね。こういったものを取り寄せて確認しているのかどうか、ちょっと伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 都市建設課長のほうから現状についてお答えいたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 今のご質問でございますけれども、議員おっしゃるとおり現場監督者、全てそういった成分表も確認しながら施工を行っているというふうな状況でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 成分表等は確認しているということで、やはりこれもシックハウス対策の一つの手段になると思います。何が含まれているかというのがわかるわけですから、ですから、化学物質の濃度の高いこの空間に長期間暮らしていると、やはり健康に有害な影響が出るというおそれがあるので、やはり安全に居住できるようにしていただきたいと、こう思うわけであります。

次に移ります。

災害公営住宅の募集について2点伺います。

8月に災害公営住宅の6次募集を行いました。その募集の結果をまずひとつ伺います。そして、これによって空き部屋は何戸になるのか。そして今年度の、今年度のですね。将来的なものでなく、今年度の空き部屋に対する本町の取り組みというのはどのように考えているのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 災害公営住宅の6次募集につきましては、8月3日に開催された大震災復興支援特別委員会で説明したとおり、8月5日から20日まで実施いたしました。

た。その結果については、町内の被災者から24件、町外の被災者から5件の計29件の申し込みがございました。住宅別に申し上げますと、西木倉集合住宅が7件、下茨田南住宅の集合が5件、上浜街道の集合住宅が10件、大谷地住宅集合住宅が4件となります。

次に、戸建て住宅ですが、大谷地の戸建てが2件、中野住宅の戸建てが1件となります。

空き室につきましては、まだ重複した住戸の抽選が終わっていないので確定した数字ではありませんが、集合住宅で96戸の空き室の見込みでございます。また、戸建て住宅については、今回の募集をもって全ての住戸が確定し、空き室がなくなる見込みであります。

今後においても募集は継続してまいります。町内の応急仮設住宅、みなし仮設住宅にお住まいの本町住民の状況を踏まえ、町内被災住民の入居を第一と考え、募集の方法については随時募集に切りかえる等の方策を今後とってまいりたいと、このように思っております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） いずれにしても空き家はまだまだあるようでございますけれども、全てなくなると今町長の答弁をいただきました。早く仮設住宅入居者、そしてまた町外に避難している方々を呼び戻して、被災前以上の本町の人口増を目指す計画を考えていただければと、こう思うわけであります。

2点目に入ります。

ちょっとダブるかもしれませんが、町外の被災された方、町外ですね。町外の方で被災された方、本町の災害公営住宅に入居を希望したいという方がいる場合、本町としてはどのように考えているのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 町外の被災された方の募集受付に関しましては、平成25年11月より行った第2次の募集から受付を行っております。ただし、町内で被災した世帯を優先して入居決定しているため、町外で被災した世帯及び福島原発事故の避難指示区域の世帯が希望の団地に入れないケースもございます。

今回の6次募集の際、町内で被災され、災害公営住宅での再建を希望する世帯に関しては、個別に募集の案内をさせていただき、申し込みをいただいたところでご

ざいます。

今後においては、応急仮設住宅、みなし仮設住宅にお住まいの世帯で、災害公営住宅への入居希望がなくなると判断できれば、町内で被災した世帯の優先枠を撤廃するなど、募集受付の緩和を検討しておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 被災地で、この東北3県、災害公営住宅が全て完了したというのは亘理町が最初かなと、このように思います。本当に町長を初め、町の職員の皆様に御礼を申し上げる次第でございます。

今ほどお聞きしましたけれども、まだまだ空き部屋がたくさんあるようでございますけれども、今後これをどうするかということは今町長から答弁いただきましたので、もうとにかく被災された方々が一日でも早く災害公営住宅でゆっくりと休めるように、そういうような計画を立てていただきたいと、このように思います。

以上で質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

次に、16番。鞠子幸則議員、登壇。

〔16番 鞠子幸則君 登壇〕

16番（鞠子幸則君） 16番、鞠子幸則です。

私は3点について一般質問を行います。まず1つ目は、被災者の皆さんの医療費などの免除制度の継続についてであります。第2点目は、国民健康保険税の引き下げであります。第3点は、役場庁舎の建設についてであります。順次質問しますので、答弁よろしく願いいたします。

まず1つ目、被災者の医療費一部負担金などの免除の継続についてであります。

東日本大震災の被災者医療費一部負担金などの免除措置について、対象者を絞り込んで2016年、平成28年度も継続してはどうかであります。免除対象の医療費及び利用料は、国民健康保険医療費一部負担金及び後期高齢者医療医療費一部負担金、及び介護保険利用料であります。以上、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険及び後期高齢者一部負担金の免除措置につきましては、住居が半壊以上等の世帯に属する加入者全員が、震災当日から平成24年度、平成25年3月までの国の財政負担のもとで実施して

まいりました。その後、平成26年度から宮城県内全市町村が足並みをそろえる形で、町県民税非課税世帯に属する加入者に限定し、各市町村単独事業として免除措置を展開しているところであります。

また、介護保険利用者の一部負担減免については、宮城県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に伴う平成26年4月1日以降の一部負担金等の免除に関する事務取扱により、被災された方の生活支援の観点から世帯の所得条件等を勘案し、対象者を絞って医療の負担減免を行うこと等に合わせて、平成28年3月31日まで減免を行っているところであります。

次年度におきましては、後期高齢者医療や国民健康保険の一部負担金免除措置の継続の有無、あるいは介護保険利用料免除における特別調整交付金の負担継続の有無、隣接する沿岸市町の動向、さらには本町の各保険財政状況等を勘案し、総合的に判断してまいりたいと考えております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 一つ一つお伺いたします。

まず今、町長も言われましたけれども、後期高齢者医療広域連合の動きでありますけれども、実は8月4日に第2回定例会を行っております。この後期高齢者医療広域連合は、35市町村、全ての宮城県の35市町村で構成されております。連合長は、仙台市の奥山恵美子市長であります。このときの定例会での奥山市長の後期高齢者医療医療費の一部負担金免除について、平成28年度も継続してはどうかという一般質問に対する答弁でありますけれども、平成28年度以降については国の動向を注視し、構成市町村における財政状況や意向を踏まえ、国民健康保険などとの均等を考慮した上で判断してまいりますということであります。そして、当広域連合構成市町村の財政が厳しい状況の中で、国による全額負担が実現しない状況においては厳しいものがありますという答弁であります。

要するに、国民健康保険の動向及び構成する市町村の意向などを踏まえて、今後検討すると。ただし、後期高齢者医療については財源がないので、仮に免除措置を平成28年度も継続する場合は構成市町村の負担になるということで、構成市町村の財政状況も厳しい状況でなかなか難しいと、国の財政援助がなければなかなか難しいというのが、奥山恵美子広域連合長の答弁であります。

議会の動きとしては、議会としては国に対して医療費の一部負担金の免除につい

て平成24年10月に遡及して、さかのぼって全額財政支援を行っていただきたいということでもあります。後で述べますけれども、震災から平成24年9月までは全額国が財政支援を行っておりますが、それ以降は財政支援は、全額財政支援は行っていないので、それについては遡及して財政支援を行う必要があるというのが、この意見書は全会一致で、全員賛成で採択されております。同時に、請願として社会保障推進協議会が出した請願でありますけれども、その1項目として現在続いている被災者の後期高齢者医療の一部負担金の免除について継続してほしいという請願は、賛成少数で否決されたという、全体的な状況はこういうふうになっておりますけれども、念のため確認として1点だけお伺いいたします。

先ほど私言いましたけれども、震災から平成24年9月までは医療費及び介護保険利用料について全額国が負担しておりましたけれども、それ以降はいわゆる通常の災害減免。ですから、災害減免というのは10分の8は国が負担しますけれども、10分の2についてはそれぞれの自治体で負担してくださいという通常の災害減免に移って、そして国としてはさまざまな医療費及び介護保険の利用料の免除制度を継続してほしいという被災者の皆さんの要望、及び被災している自治体の首長さんの要望を受けて、国民健康保険については医療費の震災前との増加分を考慮して、10分の8から10分の9.5まで援助しましょうという具体的支援措置を講じており、これが平成27年度までというふうに理解していいですか。その点だけ確認いたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 町としても広域連合の方針と同じような歩調をとっていきたいと、そのように思っております。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 否定されませんので、国の財政援助措置は平成27年度までというふうになっていることは間違いないと思います。

それでお伺いします。仮に、国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金免除措置を平成28年度に実施した場合、町の負担はそれぞれ幾らになるのか。国民健康保険及び後期高齢者医療について金額がわかれば述べてください。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 数字的なことなので、健康推進課長のほうでもし、捉えているか。健康推進課長から答弁させます。

議 長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 27年度はただいま執行中ということで、27年度についての数字は持ち合わせておりませんが、平成26年度の一部負担免除額は終わっておりますので、その数字を報告したいと思います。

国民健康保険における一部負担金免除額につきましては4,379万1,961円、また後期高齢につきましては2,495万2,735円が免除額相当になっております。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今述べられましたけれども、国民健康保険については、平成26年度でいえば一部負担金に要する町の財政負担は約4,300万円というふうになっております。ですから、ちなみに後でも国民健康保険税の引き下げのところで申し上げますけれども、国民健康保険を、財政調整基金の残高が平成26年度は6億3,900万円であります。6億3,900万円でありますから、財政的には国民健康保険の医療費の一部負担金免除措置は28年度も継続可能ではないかというふうに思いますけれども、その点についてはいかがですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 財政の健全というのは一番の基本ですので、これも慎重に検討してまいりたいと思います。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 同じく介護保険ですね。介護保険の利用料を仮に平成28年度、引き続き対象者を絞って免除した場合、町の財政負担は幾らになりますか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 福祉課長のほうより答弁をさせます。

議 長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 介護保険料につきましても、28年度はまだ推計しておりませんが、一応27年度の予算の中で今回の減免措置に対しましても町の負担分、ルール分とあと1号被保険者のかぶる分ということで466万円ほどを考えてございますので、それ以上は町の負担はふえるものと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 町で負担する場合、約460万円という答弁であります。

ちなみに、介護保険給付準備基金でありますけれども、25年度は9,400万円で、

26年度は4,700万円。4,700万円のうち1割の免除措置を継続する、利用料の免除措置を継続するということになる、財政的にはかなり厳しい。1割ですから厳しい面もありますけれども、ただし厳しい面はありますけれども、継続する余裕はあるような気はしますけれども、その点、財政的にはどうですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） これについても、今後慎重に検討していきたいとそのように思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員に申し上げますけれども、数字でわかっているの確認作業は控えるようにお願いします。（「はい」の声あり）鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） そういう状況でありますけれども、本来であればこれは全額、国は財政支援を行うのが当然であります。それが、やっぱりいまだ震災から道半ばの被災3県、とりわけ福島、宮城、岩手については、この3県については国の財政支援がどうしても必要。そのための国の取り決めは非常に大事だと思います。

同時に、被災者の皆さんが本当に医療費及び介護保険利用料の減免について切実に要望しているし、要求があるということだけ、一つのお年寄りの夫婦のことをお話しします。

この方は、館南の仮設住宅ですね、館南の仮設住宅から上浜街道の災害公営住宅に最近引っ越した方です。お2人のお年寄りの夫婦であります。おじいちゃんは難病のパーキンソン病であります。宮城病院に入院しておりましたけれども、最近3カ月が経過したということで退院せざるを得なかった方です。パーキンソンですので、難病ですので、医療費は基本的には無料というふうになっておりますけれども、おばあちゃんは整形外科、眼科、内科を受診し、月2万円の医療費がかかるというふうに言っておりました。年金だけの収入であります。月5万円、国民年金なので月5万円です。貯金を取り崩して生活せざるを得ないという方です。この方は、お2人とも後期高齢者、75歳以上でありますけれども、本当に今まで免除措置、住民税非課税で半壊ですけども、家を解体したので、絞り込んだ対象になっておりますけれども、今まで本当に助かっていると、医療費免除措置が継続することを本当に望むと。こういう被災者の皆さんの切実な声、これにやっぱり行政、国はもちろんですけども、町、県も含めて本当に応える必要があると思います。その点について、もう1回答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 震災以来、当町としましては被災者の方にできるだけ寄り添っていくという方針でまいりましたので、今後ともそのように努めてまいりたいとそのように思います。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 亘理町も含めて岩沼、山元、名取、2市2町とも連携をとりながら、28年度以降も継続するように取り組む必要があると同時に、先ほど私言いましたけれども、国に対しては抜本的に震災時に戻って財政支援を、全面的な財政支援を行うように積極的な要望を行う必要があるというふうに思います。その点だけ、1点だけ答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 積極的に今までも行っていますし、昨日も行いました。ただ、行い過ぎてちょっと問題が出る場合もあるぐらい行っておることをご報告しておきます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 2点目に移ります。

国民健康保険税の引き下げについて。財政調整基金を取り崩して、国民健康保険税を引き下げてはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 財政調整基金を取り崩して国民健康保険税の引き下げを行ってはどうかというご質問ですが、財政調整基金の平成26年度末残高は6億3,977万9,000円となっております。

現在、国民健康保険は市町村ごとの運営となっておりますが、平成30年度から都道府県が市町村とともに共同で国保の運営を行うように法整備が進められております。その中で、県は国保の安定的な財務運営、市町村の事業運営の広域化及び効率化の推進のため国保運営方針の策定や標準保険料率の算定をすることになっており、本町の負担金がどれくらいになるのか、どのような方向で進めていくのかなど詳細についてはまだ示されていないところであります。

また、今年度4月から実施している子ども医療費助成事業においては、所得制限の引き上げと通院分の医療費助成を、小学校就学前から中学校卒業までに助成対象者を拡大したことによる医療費の増加が1年を通してどれくらいになるかを見きわ

める必要もあります。

今後、国民健康保険税の引き下げについては、これらの動向や結果を踏まえた上で検討してまいりたいと、そのように考えております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 国民健康保険税の引き下げのポイントは、財政調整基金、いわゆる基金をどういうふうにするか。どういうふうにするかというのは、どういうふうにするために活用するかですね。ここがポイントであります。

それでお伺いしますが、もし調べていけば答弁をお願いいたします。年度末の基金残高ですね。町長は26年度と言いましたけれども、1年だけとってもだめなので、これはやっぱり経年的に見る必要がありますけれども、17年度からそれぞれわかれば年度ごとに基金がどのくらいあったのか答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 健康推進課長、もし手元にあったらと思いますけれども。答弁いたします。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） ただいま基金残高ということで、平成17年度からということですが、17年度、10年前にさかのぼるといってもあれなので、ここ震災前ごろで5年ぐらいでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

22年度では、基金残高は3億300万円です。23年度は4億900万円、24年度が4億5,200万円、25年度は4億2,300万円、26年度6億3,900万円、27年度は決算剰余金……。 （「いや、そこでいいです」の声あり） はい。終わります。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 26年度の基金残高が6億3,900万円ですね。そのうち県から借りている、これは、県から借りているのは平成23年度から27年度までの5年間でありましてけれども、それぞれ3,600万円ずつ県に返すわけでありましてけれども、それを取り崩しても平成26年度の基金残高は6億300万円。

もう一つは、一般会計から1億8,000万円繰り入れしているわけですね。これは、いわゆる法定外繰り入れ、福祉繰り入れとも言われております。それを差し引いても、私は、一般会計から繰り入れしている法定外繰り入れですけれども、これは国民健康保険加入者の福祉の向上のために繰り入れたものでありますから、一般会計

に返す必要はないと思いますけれども、それを返したとしても、1億8,000万円を返したとしても、26年度の基金残高が4億2,300万円というふうに考えてよろしいですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 一般会計には、一回繰り出したものは繰り入れることができないというか、一般的にしておりませんので、これはこれで現在の基金残高で考えてよろしいかと思います。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 6億円くらいの26年度の基金残高がありますけれども、それで伺いますけれども、いわゆる基金の残高がどのくらいあれば、単年度を含めて国民健康保険の運営ができるんですか。1億円なんですか、それとも2億円なんですか。その基準はどうなっていますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 基準というよりも、このぐらいが妥当だろうということは、示された数字はあります。その点については、健康推進課長のほうから答弁させます。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） あくまでも目安ということで、平成15年に県のほうから参考値ということで示されたものが出ております。それによりますと、保有割合は過去3年間における保険給付費の平均年額に被保険者数を勘案した割合を乗じた額ということで、本町におきましては被保険者数が1万人未満に該当するので、保有割合15%を乗じた額が、あくまでも目安になる数字ということで考えるとすれば、4億円ちょっとぐらいがあくまでも目安ということで考える数字になるかと思います。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 平成15年度ですね。平成15年度、今から10年くらい前の数字だと思います。3年間の保険給付費を考えながら、被保険者の数に基づいて基準を決めると。亘理町の場合は1万人未満ですので、保険給付費の15%だと約4億円というふうに。厚生労働省は、最近この基準は示さなくなっておりますけれども、いずれにしてもこの基準だと4億円があれば国民健康保険は運営できると。そうしますと、2億円がいわゆる何らかの形で活用できるわけであります。

それでお伺いますけれども、この基金の原資はですね、基金の原資、これは保

険料として皆さんが、被保険者が納める保険料というふうに考えていいですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） おっしゃるとおりでございます。保険料として考えるのが妥当だと思います。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） それから、国民健康保険税を決めるのは、まず医療費を決めて、そこから国庫支出金、県支出金、必要な経費を差し引いて、そこから所得の状況、試算の状況、被保険者の数、被保険者の世帯の数などを勘案して税率を掛けて保険料を決めるわけであります。ですから、医療費の算定値が狂うのは当たり前であって、そうしますと基金の原資というのは被保険者が納めた保険税であります。ですから、基金がいわゆる基準、県が示した基準よりも多ければ、それを被保険者に還元する、いわゆる保険税を引き下げることが可能であるし、あり得るし、ある意味ではしなければならないというふうに思いますけれども、その点いかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 申し上げたいと思います。

国民皆保は、これは私はもう絶対死守すべきだと思います。これは、日本のすばらしい制度だと思います。この国保制度におきまして、先ほど議員指摘ありましたように、一般会計からの1億8,000万円についてはそのままここに入っているということもひとつ十分にご認識していただければと。一般会計のお金につきましては、これは全く税金でございます。

先ほど課長が言いましたように、国保の加入者というのは1万ちょっと切っていると思います。そのほかに互理の人口というのは3万4,150あるとすれば、その方々の資金も入っているということでご理解いただきたいと思います。ですから、私が先ほど言いましたように、国保体制というのを絶対守る、この国民皆保を守る、その基本というのはやっぱり財政だと思います。私が副町長時代に、大変慚愧なのはいわゆる一般会計からの繰り入れと、それから県からの借入があったわけでございます。こういったことはぜひ避けたいというのは、私の基本的な考え方です。ですから、先ほど答弁しましたように、新しい制度に移行する過程でございますから、これらも見きわめた中で、保険料の率の引き下げについては検討していきたいということなので、もう少しやっぱりお時間をいただきました

いと、こういうことでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） ちなみに、国民健康保険は昭和33年にできたわけでありまして。これができることによって、誰でも、サラリーマンの皆さん、役場職員の皆さん、中小業者の皆さん、大企業の皆さん、サラリーマンですね。あと、自営業の皆さん、農家の皆さん、全て何らかの保険に、健康保険に入るわけでありまして。ですから、日本は昭和30年代、昭和35年をスタートとして、今町長が言われた皆保険制度ができたわけでありまして。国民健康保険法の第1条の目的には、社会保障の増進というふうなことがうたわれております。憲法25条の観点から、生存権の観点から国民健康保険ができたという経過があります。

それで、実際国民健康保険に加入している人に聞いてみました。この方は、3人世帯ですけれども、お父さんとお母さんが国民健康保険の加入者であります。27年度の国民健康保険税の年間の保険税を聞いてみたら、6万円なんですね。6万円と言っていました。びっくりしました。6万円って随分安いんだと思ったら、これはいわゆる応益割ですね。一人一人に係る均等割と世帯に係る平等割を合計すると、やっぱり6万円なんですね。なぜ6万円だかということ、前年度の所得に基づいて計算しますので、前年度はイチゴはつくっていないし、田んぼも手放したということもあって、所得がなかったということで6万円だったんですけれども、その前は数十万かかっていたということでもあります。年間の収入から見ても国民健康保険税、高いのではないかというふうに言われております。ぜひ検討をお願いしたいということでもあります。

同時に、最後に言いたいのは、この国民健康保険は市町村によって財政が非常に厳しいところがあります。それは、なぜ厳しくなったかという根本的なことは、1984年に国民健康保険が変わったんですよね。その前は医療費の50%が国の負担でありました。ところが、その以降、医療費の38.5%、50%から38.5%に国の援助が、財政支援が、財政援助が下がったことが根本的な原因です。亘理町も、調べて見ますと国庫支出金ですね、国庫支出金の歳入に占める割合が、そんなにさかのぼらなくてもいいと言われますけれども、17年度は33.7%だったんですね。ところが、26年度は23.4%。10%減っているんです、10年間でですね。こういう国の財政支援が減少したことが、国保の根本的な財政危機の原因だというふうに思います。その点

だけ答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど申し上げましたように、これはいわゆる国保を含めましてこの制度につきましても絶対守るべきだと思います。そのためには、やっぱり財政、国保財政を含めまして全ての財政がしっかりしていることが守るための一番肝要なことだと思っています。そういった点で今回、先ほども申し上げたように、制度的に県のほうとの一体の運営の中でいくということで、制度的に変わっていくかと思っています。そういった中で、今議員がおっしゃったように、国のさらなるいわゆる関与とといいますか、その辺もあわせて今後ともお願いしていきたいとそうように思っているところでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 3つ目に移ります。

役場庁舎の建設についてであります。役場新庁舎ですね、役場新庁舎建設について、前よりも町民の声をよく聞き、意見を取り入れることが重要であります。そのためにも住民説明会をどのように開催するのか。開催期間、開催回数、開催場所などについて答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 新庁舎の建設につきましては、新庁舎の機能や規模、建設計画に関する考え方等について広く町民等の意見を聞きながら、調査、検討を行い、町民の安全・安心の確保と町民に親しみを持たれる新庁舎を建設するために、平成27年度中に新庁舎建設基本構想・基本計画書を作成いたします。

その基本構想・基本計画の作成に当たり、新庁舎の建設計画に関しまして、町民の意見及び提案を反映させるため、学識経験者や町議会からの代表者、町内の公共団体等の代表者、一般公募者、町職員を含めた30名で構成する組織、亘理町新庁舎建設町民検討委員会を8月に発足させ、協議、検討を始めております。

11月ごろまでに新庁舎建設町民検討委員会から新庁舎建設に関する提言書をまとめていただき、年明けの来年1月には住民説明会を開催する予定であります。

住民説明会の開催回数や場所につきましては、現段階では中央公民館や各地区交流センター等の4地区で各1回ずつ開催していきたいと考えております。また、住民説明会とあわせまして、パブリックコメントも同時に実施していきたいと考えて

おりますので、住民の皆様のご意見等を頂戴し、将来を見据えた、町民にとって利便性の高い新庁舎の計画となるよう進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 何点かについて質問します。

まず、6月5日に全員協議会に配付された新庁舎建設に関するスケジュールですね。これによりますと、平成30年に新庁舎建設工事の発注、そして約2年で、平成31年度に竣工という、工事そのものは、これはやっぱり工事発注から役場庁舎ができるまでは約2年間かかるんですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） スケジュールにつきましては、担当課のほうの企画財政課長のほうより答弁をさせます。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 工事の期間については、やはり何十億円という世界の建築費になると思いますので、やはりそれなりの工期ということで2年をもくろんでおります。以上です。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 同じく、このスケジュールだと、先ほど町長が述べられましたけれども、基本構想・基本計画を平成28年2月に策定すると。それを踏まえて、28年度は新庁舎の基本設計業務委託、そして29年度に新庁舎の実施設計業務委託ですね。これは、基本設計業務委託と実施設計業務委託、これはそれぞれ1年ずつかかるんですか。もっと短くできないんですか。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 前回、全員協議会ではあくまでもスケジュールということで、28年度が基本設計、それから29年度が実施設計というお話をしましたが、基本的な流れとしましては、今年度の基本構想・基本計画、その後に基本設計、実施設計と移りますので、一連の流れを考えますと基本構想・基本計画が取りまとまりましたら、町の考えとしましてはできるだけ早く工事着工にかかりたいということで、委託業務につきましても短縮できるものについては短縮していきたいということで考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） そこでお伺いいたしますけれども、先ほど住民説明会を4カ所ですか、中央公民館、それぞれの荒浜、逢隈、吉田の交流センターで行うと。4カ所ですね。どういう規模かはわかりませんが、金額的にはまだどのくらいの規模かわかりませんが、当初の計画は29億円であります。しかも50年か60年に一回の大規模な事業でありますし、役場庁舎の建設は町民にとって非常に重要な施設であります。町民の皆さんが日常的に利用できる施設でありますけれども、そういう施設を建設する際に、検討委員会に一般の公募の皆さんも入って検討すること、それは非常に評価いたしますけれども、パブリックコメントも行うと。ただし、住民説明会を4カ所だけで行って町民の皆さんの理解と合意が得られる、町民の皆さんの声が本当に役場庁舎の新設に反映できると考えておられますか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 現在、説明会を設定しておりますのは、先ほど町長からもお話ししたとおり中央公民館、それから各地区の交流センターということで、町民の方がまず一番近く来られる場所ということで設定しております。回数については1回ずつということで予定としておりますが、これについては必要に応じてちょっと回数等を変更する可能性もありますが、現段階におきましては4地区ということで、やはり先ほど申し上げましたパブリックコメントよりも、住民説明会ということで生の声を聞くということは非常に大事だと考えております。

それから、基本的には、よく新聞等の広告に出ています都市計画関係の事業についても、いわゆる各会場を設定して、それでご意見、それからいろいろな内容をお聞きしたい方が集まるという形をとりたいと思いますので、そういう形で今現在は町長が申しましたようなことで検討していきたいということで考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私は、この4カ所だけで開催、住民説明会を4カ所だけで終わるというのは、非常に不十分だと思います。住民に対して、住民の意見を聞く、住民の声を聞くという観点からいって、非常に不十分だと思います。やっぱり必要な場合は回数をふやす、回数を多くすれば住民の皆さんの声を聞いたかというふうになるとそうではありませんけれども、少なくとももう少し住民の声を非常によく聞く

説明会をする必要があるというふうに思います。

もう1点。もう1点は、議会の基本条例第8条には議決事項の追加ということで、公共ゾーン整備事業計画、これについて議決事項になっております。ですから、そこまで議決事項にするかは今後の議会の問題でありますけれども、いずれにしても50年に一回の大きな建物をつくるわけでありますので、議会の役割及び住民の皆さんの声をしっかりと聞く、そういうことも非常に大事だというふうに思います。もう1回、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるとおりでございます。この役場庁舎建設につきましては、今の時点からすれば最重要な課題ということで私も捉えております。したがって、議会の皆さんにもこの件につきましては最大限のひとついろいろとご指導、ご支援、ご協力、いろんなまたかかわりをぜひお願いしたいと思っております。

先ほどご質問にあったんですけれども、一応計画としては年次を立てておりますけれども、できるだけ早い時期に前倒しで、スピード感もここで必要になってこようかと思っております。こういったスピードもあわせて、今ご指摘あった住民に対する、あるいはまた議会の方々に対するいろんなご相談あるいはご意見徴収ですね、これらを含めまして、さらにスピードもあわせて持つということも思っておりますので、ひとつ議員各位にはこの件について格段のご支援をお願いしたいと思っております。以上でございます。（「終わります」の声あり）

議長（安細隆之君） これをもって鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時30分といたします。休憩。

午前11時20分 休憩

午前11時29分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、12番。高野 進議員、登壇。

[12番 高野 進 君 登壇]

12番（高野 進君） 12番、高野 進でございます。

できれば簡潔に質問いたしますので、簡潔な答弁をお願いいたします。一問一答でいきます。当たり前のことです。2つ質問をいたします。

1つ目、図書館の休館日についてであります。

ことしの4月27日から5月6日まで10日間の連休中の図書館を利用できる日は、半分の5日でございます。通常、町外へ通勤、通学等で利用できない方々のために、この連休中に利用できる休館日を変更、いわゆる見直してはどうかということでございます。ご答弁願います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 教育委員会所管ですので、教育長のほうより答弁させます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、高野 進議員にお答えいたします。簡潔にお答え申し上げたいというふうに思います。

ことしの連休中の開館状況ですけれども、議員ご指摘のとおり休館日につきましては5日間、開館日につきましても特別開館日を含めて5日間という状況でございます。以前、利用者から休館日が続くと不便だという声がたくさんあったもんですから、これまで祝日で特別開館している5月5日、こどもの日ですけれども、GOGO悠里館まつり、それから11月3日の文化の日、これは図書館まつりに加えて、規則では国民の祝日が月曜日のときは月曜日と火曜日が休館日となっておりますが、火曜日を開館日としております。また、ことしの4月からは本の貸し出しにつきましては平成27年、ことしの4月1日から貸し出し冊数を7冊から10冊、2週間、それから視聴覚資料の貸し出しにつきましては、平成26年6月、昨年ですね、開館20周年を記念いたしまして2点から3点、1週間とするなど、常日ごろからの利用者の立場に立って運営に努めております。

さらに、平成10年10月に仙台都市圏公立図書館等の相互利用に関する覚書を取り交わしていることから、仙台市を含む宮城、黒川、亘理地方の14市町村が設置している公立図書館を相互に利用できるよう、そういう覚え書きを交わしているわけですけれども、実際に利用していらっしゃる方々もおりますが、残念ながらまだまだ少ないという状況でございます。また、本施設につきましては、住民サービスとしての窓口業務も実施していることから、現在の職員体制では開館日をふやして運営するのはちょっと難しい状況にあると。この公立図書館の相互利用制度につきまして再度町民の方々に周知を図り、町民の皆さんが利用しやすい方法を選択していただきたいというふうに考えているところでございます。

当館では、これからも利用者に喜んでもらえるような創意工夫を凝らした運営に努めていきたいと考えております。議員ご指摘の連休中の開館日につきましては、当分の間は現行どおりとさせていただきます。そして、今後のあり方や運営方法などにつきましては、町長事務部局とも協議しながら検討してまいりたいというふうと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） たしかカレンダーですね、ことしの5月4日が月曜日でした。通常ですと4日、5日と休みのところを5日、こどもの日を開館日にしていると。これは、夕方5時まででございます。今、教育長から話を伺ったんですが、現状の説明であって、私が質問しているのはゴールデンウィーク10日間の開館日5日をふやせないかということで答弁願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） ただいまお話ししましたように、職員の窓口業務もやっているということでございますので、その辺については今後職員の体制というか、やはり公務員ですので休ませるということも当然でございますので、その辺も首長部局と十分今後検討して、ゴールデンウィーク中の開館日がふやせるかどうか十分検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 教育長、図書館の職員は何名ですかね。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 数字的にはちょっと私もあれなので、生涯学習課長に答弁させます。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） それでは、職員数についてお答え申し上げます。

職員については、館長を含めまして4名でございます。そのほかに臨時職員を雇用しております。臨時職員については、たしか4名だったと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） ふやす方法については、町長部局と検討しながらと話を伺いました。いわゆる連休中、仮に午後から開館すると。7時まで。そういうことで、あと

職員が4名、いわゆる振替休日、やる気になれば私はできるのではないかというふうに思うんですが、いかがですか。検討ですか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 規則もございますので、その辺の規則も十分踏まえながらその辺、どういうふうな勤務の割り振りができるかどうか、その辺は十分今後検討していきたいというふうに思います。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 簡単に私も発言いたしますけれども、規則が云々ですが、場合によっては規則を直せばいいわけなので、やる気があればと言葉は悪いですが、と思います。

先ほど答弁の中で、「当分の間は現行どおり」と。「当分の間」とはいつまでですか。お答えください。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 「当分の間」は当分でございますので、それしか答えようがありません。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 多分、答弁のとおりだと思います。しかし、「当分の間」といったら3年後とかじゃないんですよね。当分の間というのは。私が言いたいのはゴールデンウィークということは来年の4月、5月、対応できますかという、それまでに行くのが「当分の間」と私は思います。答弁は要りません。

「町長部局と協議しながら検討してまいりたい」と、いいですよ。結構です。検討結果、結論はいつころまでに出すのか。これも「当分の間」ですか。来年のことなんですか。お答えください。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） これは、職員の人事にかかわるものですから、これについては町長部局と年度内には検討はしていきたいというふうに思っております。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 年度内ということでございますので、来年の4、5月、どのようになるかはいろいろあるでしょう。期待してみたいと思います。

そういう意味で先ほど答弁があった「創意工夫を凝らした運営に努めてまいる」

と、まさしく創意工夫を凝らしてやっていただきたいと思いますと思いまして、次の質問に移ります。

2つ目、学校給食の滞納問題についてであります。

小中学生の給食費の滞納金が、平成25年度末、約870万円ほどあります。ちなみに、今は決算のときですが、26年度末は約1,100万円ありました。学校給食法第11条で学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費、並びに学校給食に従事する職員の人件費については、設置者、ここで言えば町が負担して、食材の費用は給食を受ける児童生徒の保護者が負担することになっている。これは給食法でございます。問題は、であれば、給食費の滞納を放置すれば食材の購入ができなくなります。当然、給食内容に大きく影響することが懸念されます。そこで、滞納金、収入未済額の対策等について3点伺います。

1点目、保護者等への催促はどのように行っているのか。手順、プロセスを伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 前回質問と同様に、教育長のほうから答弁いたします。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答え申し上げます。

給食費の滞納は、平成10年ごろから出始めておりまして、そこからの累積が平成25年度末において、議員ご指摘のとおり約860万円になっております。前回、6月の定例議会においても高野議員からの質問の中で答弁いたしましたが、学校給食法第11条においての経費の負担は、ただいま議員がおっしゃったとおりでございますが、もう一度お話し申し上げます。

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは義務教育諸学校の設置者の負担とし、学校給食に要する経費、いわゆる学校給食費は学校給食を受ける児童または生徒の、学校教育法第16条に保護者という規定がございます。その保護者の負担とするものとされております。

それで、保護者等への督促につきましては、学校長が未納のあった月ごとに郵送で直接保護者に通知を行っております。また、昨年度、平成26年度より学校長の通知に応じない場合は、教育委員会が保護者に対しまして催促状を送付して、納入誓

約書を取り交わすなどの対応をしておるところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） たしか滞納累計額ね、私も申し上げましたが、平成25年度860万円です。累計でございます。小学生の加重平均でいたしますと、1人当たり4万7,600円に計算上なります。約180名分が平成25年度で累計滞納であります。それ以前に、さかのぼることは10年と言いませんが、三、四年前からいきますと、平成22年度を起点にして滞納繰越金の入金がございます。23年度から25年度まで約380万円です。滞納したのが入ってきたということです。滞納繰越金、これの入金があるにしても、学校長、先ほどの答弁で教育委員会の対応に効果が見られておりません。納入を逃しても、むしろ私の計算では230万円ほど増加しております。数字が違ったらご指摘をいただきたいと思います。

給食を提供する際に、教育長、年度当初に連帯保証人をつける方策をはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 未納の額がかなり莫大というか、膨大になっております。未納で、生活的に苦しい方があれば、準要保護という生活保護の制度もございますので、そういうふうなことをPR、学校長を通してかくあるごとにお話はしているわけですが、問題はかなりの収入があるにもかかわらず滞納と、これが問題でございます。したがって、誓約書というふうなことはしておりますけれども、今議員がおっしゃったようなことも今後、できるかどうかちょっとわかりませんが、もう少し検討させていただければなというふうに思っています。

そして、やはり子供の口に入る給食ですので、親の責任で給食費を納入してもらえれば大変ありがたいなというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 連帯保証人とか何かについて、後ほどまた発言いたします。

2点目、現に実は滞納があっても給食は滞りなく実施されております。冒頭、食材費用は児童生徒の保護者が負担すると。じゃあ、滞納金の未納分の食材はどこで負担しているのかということ。そうでないと、児童生徒の給食内容を安くすることになるわけ。180人が納めてなければ、納めている人たちでそれを負担するということになるわけですね。理屈からいうと。みずぼらしい姿ということになります。

食材購入ができなくなるおそれ、年間給食費は小学生約4万5,000円、年間。中学生5万1,000円。この中にその滞納金、未収入額の分の食材も入っているんですか。お答えください。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） やはり発育の著しい、成長期の小中学生において栄養を考えたり、あるいはバランスというか、そういうことが非常に大事になっております。特に、近ごろは食育というものが非常にクローズアップされておりますので、本町の場合は子供たちの食育の観点とか、あるいは食材の栄養のバランスを考慮して町費で補っております。不足分ですね。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 実をいうと、食材費は給食費で購入しているということですが、未納の分については町費、町の税金ということで補っているというふうに解釈してよろしゅうございますね。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） おっしゃるとおりです。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） とすると、食材の費用は、何度も言います、給食を受ける児童または生徒の保護者が負担すると。町の税金で補っている、負担しているという答弁は矛盾しませんか。いかがですか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほども言いましたように、子供の成長が著しい時期でございます。やはり食、栄養とか食材のバランス、栄養のバランス、そういうことを考えれば、栄養士のほうで献立表を作成しますので、どうしてもこの食材が必要となれば、町のほうから補填するほかないというふうに思っております。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 矛盾しませんかということを知っているんですが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） これは、子供たち、学校を設置している町、設置者は町にあります。教育委員会も含めてですけどもね。そういうふうなことを考えれば、全然矛盾はないというふうには考えられます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 矛盾がないというか、食材の費用は給食費で賄うと、未納の分は町税で賄うという、矛盾はないんですかね。そのような理論であれば、これ以上やむを得ません。ちょっと矛盾だと思うんですね。やむを得ないとかという言葉が出てくればいいんですが。

3 点目、続けます。

平成23年度から25年度まで、それ以前もですが、不納欠損金の計上がありません。理由は何ですか。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 学校給食費、時効期間と言ったらいいんでしょうかね。債権の消滅時効に係る期間は私債権、いわゆる私債権として民法が適用されると考えられますので、2年の時効期間となります。

学校長としましては、小学校であれば6年間、中学校であれば3年間の在籍中で何とか納入してほしいと、かくあるごとに保護者等と話し合ったりしながら対応しているところであります。つまり保護者に滞納になっている給食費を催促することによって、時効期間の中断を図っているということになるわけであります。

しかし、学校の事情や兄弟がいればそのスパンは長くなる傾向があることから、最近の事例というか、ことしの5月だったんですが、卒業して、数年前の納入通知書を持って教育委員会に給食費を納入していった保護者も現実にあります。そういうことから、なかなか不納欠損計上をするタイミングがとれないという事由もあるわけでございます。

先ほど申し上げましたが、昨年度、平成26年度より教育委員会が学校と連携して対応しており、児童生徒が卒業した後においても催促状を送付し、納入を促していると。あくまで基本的な考えといたしましては、給食費を納入している方々がほとんどなんですね、との公平性も考慮しまして、利益者負担の原則を貫きながら、所在不明など催促等がどうしてもできないような場合については、今後対応方法を検討してまいりたいなというふうに思っております。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 実は、教育長ね、長年学校教育に携わってこられた。ちなみに、玉浦小学校……。 （「いや、岩沼です」の声あり）岩沼ですか、どこか今までP T A

で集金をして、いわゆる未納がゼロと、私から言えば山のあっちのほうのがあるわけですけども、そういうところを参考にされたらいかがですか。どうでしょう。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 本町においてもPTAの方々が集金に当たっているという学校もあります。そういう学校においては、ほとんど未納はございませんが、やはり今、保護者の生活様式が変わって夫婦共稼ぎとかがどんどん入っておりますので、振り込みにしてくれというのがほとんどの親御さんの要求なわけです。したがって、学校といたしましても保護者からの要望があれば、そうせざるを得ないと。

ただ、それでも保護者というか、PTAの役員が集金に回っているという学校も現実にございます。しかし、聞くところによるとPTAのそういう、なりたくないというか、頭を下げ下げ、しかも中には怒鳴られるというPTAの役員さんもあると聞いています。そういう中でPTAの方々が集金にご尽力いただいていること、本当に頭が下がる思いなんですけれども、現実にございます。以上です。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） ところで、教育長、埼玉県北本市というんですかね、中学校。ことしの7月から3カ月間、給食費が未納なら弁当持参、給食停止との通知を実は保護者に出している。結果、該当する43人全員が納付あるいは納付する意思を表明したと。これについて、考え方がでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） この件につきましては、私も承知しております。これは、学校長が本当に未納の対策としてやむを得ないというか、校長の3校の連名で納入をしなかった家庭に、もう弁当持参だよというふうなことで。そうしたら、やっぱり保護者も考えたんでしょう。子供は一方では給食、自分は手弁当、それではかわいそうだということで、保護者が、もう約9割の保護者が納入に応じたという報道は、私も承知しています。

そういう方法もあるだろうと思いますけれども、今のところそこまでちょっと考えてはおりませんが、ただ校長会等では毎回のようには教育次長のほうから納入についての校長への協力依頼を、毎回の校長会でお話を申し上げております。こういうことも今後検討されるかどうか、校長のほうで判断されるかどうかはちょっとわかりませんが、そういうふうなことも一つの参考になるのかなというふうに認

識しております。以上です。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 学校教育の一環だと思うんですが、保護者といいながら有価物に支払うのは、これは社会のルールなんですね。これらをびしっと踏まえて、強権的じゃないんですけども、やり方として、いわゆる保護者としての思い、責任感や規範意識の欠如、私の調べでは約60%。これに対応するには、懲罰的対応をやる、法的措置もというのが一つの方法です。決して、社会のルールです。

2つ目は、先ほど教育長がまた申し述べましたように、保護者の経済的問題、約33%ございます。これについては、やはり教育援助制度があるわけですので、説明しているということですが、保護者に説明をしてはどうか。これは、懲罰的じゃなくて支援策でございます。

それらも両方かみ合わせて、滞納問題をいつまでもずるずるといかないで、一つ一つけりをつけていただきたいと思います。私の考えを述べます。これは、6月の一般質問で給食費の無償化を提言いたしました。ご答弁は、財政的問題ででき得ないということでございます。それはそうでしょう。私は、義務教育無償の原則の観点から近隣市町、市町を含めて、あるいは関係機関、ここで言えば宮城県の教育委員会だと思うんです。そこで給食費の全額公費負担化の議論をしてはどうかと。議論をする必要があると私は考えます。どこの学校でも同じような問題を抱えていると。これは文科省で公表しています。未納がふえて、学校、教育委員会が対応に苦慮していると、これは政府の機関でも認めておるわけ。したがって、先ほどのように近隣市町を含めて県を通して無償化をしてはどうかということで、必要があると私は考えます。

ちなみに、6月定例会でも申し上げましたけれども、現にまず京都の伊根町、和歌山県北山村、東北では青森県の南部町等々があります。北海道三笠市もやっております。いろいろ考慮されるよう期待して、私の一般質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午前11時58分 休憩

午後 0時59分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、14番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔14番 佐藤アヤ君 登壇〕

14番（佐藤アヤ君） 14番、佐藤アヤです。

私は、ふるさと納税について、ヘルプガードの導入について、骨髄移植ドナー支援制度の導入について、3点についてお聞きしたいと思います。

まず、ふるさと納税についてです。

最近、テレビ等で1万円の寄附でお米が20キロ、お礼にノートパソコンなどふるさと納税の返礼品が大きな話題になっております。ふるさと納税は、みずからの出身地にかかわらず居住地以外の都道府県や市町村など応援したい地方自治体に寄附し、税金が控除される制度です。福祉や防災、自然保護など寄附金の使い道を選択できる場合も多く、地域振興にかかわることができます。2008年度から実質的にスタートしたこの制度では、寄附額のうち2,000円を超える分が個人住民税の約1割を上限に自分が住む自治体に支払う所得税、個人住民税から差し引かれます。多くの自治体が、寄附した人に対して地元の名産などを返礼品として贈呈していることもあって、人気が高まり、総務省によると2009年度は約3万人が73億円を寄附、14年度には13万人が142億円を寄附するまでに増加しております。そして、地方創生への政策が加速する中で、ことしからふるさと納税の上限金額が従来の2倍に拡大、また手続も簡素化されました。ふるさと納税の控除を受けるには、そのためには確定申告が必要だったのが、自営業者ら、もともと確定申告が必要な場合を除き、不要になっております。

私は、昨年9月定例会でふるさと納税について質問をいたしました。それからまだ1年しか経っておりませんが、近隣市町村では新たな方法でふるさと納税を拡充する取り組みを行っております。そこで、3点についてお伺いいたします。

まず、本町の取り組みについていかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 佐藤アヤ議員のご質問にお答えいたします。

本町の取り組み状況につきましては、昨年9月定例会の一般質問でもお答えいたしました。ふるさと納税制度を広く周知するため、町公式ホームページのトップページの目立つ位置にふるさと納税に関する大き目のカテゴリー表示を行い検索し

やすくしているほか、亶理町出身者で構成され、毎年首都圏で開催されます亶理・山元会、東京荒浜会、東京伊達会などの席上において、亶理町のふるさと納税について機会あるごとに積極的にPRし、周知を図っているところであります。

今後におきましても、積極的に亶理町のよさをPRし、ふるさと納税制度の周知を図っていききたいとそうように考えております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 本町に住んでいらっしゃる方でも他市町村にふるさと納税をしている方がいらっしゃると思いますけれども、いかがでしょうか。

また、これまでのふるさと納税をしてくださった方にまず御礼を申し上げたいと思いますけれども、その中で本町出身者の割合は、町に入ったふるさと納税の中で、本当にふるさとを思って亶理町にふるさと納税をしてくださった方の割合は、どれぐらいになっていますでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 数字的な件につきまして、企画財政課長より答弁させます。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 亶理町から他の市町村へ転出された方で本町にふるさと納税した方、26年度の実績しかちょっと手元がないのでそれで説明させていただきますと、平成26年度が7名で、金額にしまして合計49万5,151円でした。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 亶理町の中で他市町村にふるさと納税をしていらっしゃる方は、どれぐらいになっていますでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 亶理町から他の地方公共団体ですね。（「はい」の声あり）

これについては、26年度の実績でお話ししますと、13名で1,062万2,000円でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 東京からとか都市圏からだけでなく、この町からもふるさと納税をしていらっしゃるがいらっしゃるということですが、ふるさと納税をして

くださっている方には2つのパターンに分かれるかなと考えます。1つは、本当に育ててくれたふるさとに何か貢献しようという思いでふるさと納税をしてくださる方、もう一つはネットなどで特典を見つけて寄附をしてくださる方に分かれるのかなと思います。

本町のPRは、ただいま町長にご答弁いただきましたけれども、ホームページ、それから毎年開催される都市圏での荒浜会ですか、都市圏のそういう会合の中で町長がふるさと納税についてお願いしているということですが、やっぱりこれからはこのネットの中で特典について本当に魅力のある品物を提示していくことが必要かなと考えますけれども、いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） それは、後のご質問の中でも質問あるようでございますけれども、その点は十分考えております。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） そしてまた、寄附金の使い道等についても町のふるさと納税を見ますと、何項目かずっと並んでいますけれども、できればもっと具体的に、ただふるさと納税の資料を見ますと、鳥の海温泉だけはちょっと赤字で書いてあるようなそういう状況だったと思いますけれども、もっと具体的に、本当に鳥の海温泉の再開とか、そういう見える形で寄附金の使い道を示していくことも今後必要なのかなと思います。例えば、学校図書室の充実とか、あとこれからいろんなことを、町で計画していらっしゃることで具体的にふるさと納税の使い道を示していくこともふるさと納税をしてくださる方の目にとまるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） ただいまの鳥の海温泉の件でおっしゃったんですけれども、それも一つでございます。たまたま議員に目立ったのじゃないかと思いますが、当町では寄附金の使い道につきましては現在大きく6つのメニューを示し、納税者の方が特に町政の推進を希望するものを選択していただくシステムをとっております。

6つのメニューにつきまして申し上げますと、1つは「町民と築く地域協働のまちづくり」、2つ目として「安全で利便性の高い快適環境のまちづくり」、3つ目

としまして「安心して生涯を託せる保健福祉のまちづくり」、4つ目といたしまして「こころ豊かにふれあう教育・文化のまちづくり」、5つ目としまして「活力あふれる産業拠点のまちづくり」、そして6つ目といたしまして「観光拠点施設わたり温泉島の海の運営」を設定しております。各項目の具体的な内容について、町公式ホームページでお知らせし、選択していただいております。

また、議員おっしゃっているように、メニュー以外に納税者のご希望があれば具体的な使い道を申込書に記入していただいております。

今後これらを基本に進めていきたいと考えておりますが、寄附金の使い道がより具体的で特化したメニューの追加については、今後とも検討してまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 先ほどの特典の件なんですけれども、また3点目あたりに関係あるのかもしれませんが、亘理町では1万円以上の寄附をしてくださった方に、1,700円相当のジャムを御礼として贈呈していると前にお伺いしたことがありますけれども、もっと話題になるような、マスコミが注目するような返礼品を考えてはどうかと思いますけれども、先ほど町長に検討していきますという答弁をいただきましたので、次の質問に移ります。

今後、クレジットカードでのふるさと納税は考えているのかについてお尋ねいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） この件については、ごく簡潔に答えたいと思います。

ふるさと納税のクレジットカード決済につきましては、インターネット利用者にとって大変利便性が高いわけでございます。したがって、導入のメリット、デメリットを十分精査していきまして、今後この導入については検討していきたいというふうに思っております。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 総務省の自治税務局というんですかね、そこでふるさと納税に関する調査結果というのを出してございまして、それによりますと寄附金の納付手続についてはクレジットカードの決済、コンビニ納付等収納方法の多様化の回答が多く出ているというような、そういう結果が出ております。ですので、ぜひクレジットカ

ード、多様化を図っていただきたいと思います。

そしてまた、河北新聞でことしの1月19日に掲載してありましたけれども、加美町です。加美町では、インターネット受付をしたところ、申し込み手続の簡素化、納税者に送る地場産品の充実を図ったことが要因で、わずか20日間で納税件数が前年度1年間の6倍になったとそういう掲載がありました。本当にインターネットというのをしっかり活用していくことが必要かなと思います。

あと、それからなんですけれども、柴田町ではインターネットを独自でというか、ふるさとチョイスというのを活用しているんですね。これは、結構そんなにお金がかからないんですね。委託料は、年間10万円と書いてありました。6月1日からインターネットでやっているということでしたので、町では今検討をして、インターネットの活用をと答弁いただきましたけれども、具体的にはいつごろからこのインターネット、もう本当に隣の市町村と競争するというのもあれなんですけれども、やっぱりインターネットの今こういう社会状況の中で、もう四六時中簡単に検索ができるような状況になっておりますので、ぜひ町のほうにふるさと納税が入るように、いつごろにインターネットを活用しての納付の受け付けを始めるのか、この辺示していただけるでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） クレジットカード決済については、私自身も経験というか利用していますから、十分その利便性についてはわかっているつもりです。先ほど申し上げましたように、今後検討をしていきたいということでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 県内37市町村でクレジットカードを利用しているのが17、それからふるさとチョイスというんですかね、それに申し込んでいるのが35市町村のうち17となっておりますので、ぜひ早々に町できちっとクレジットカードの納入方法を進めていただきたいと思います。

それでは、3点目に入ります。

御礼の品を今後選択できるようにする考えはありますか。ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 御礼品につきましては、現在本町においては1万円以上ご寄附いた

だいた方に対し、先ほど議員がおっしゃったように約2,000円相当の農産加工品、ジャムでございますけれども、ジャムを記念品として贈呈しているところでございますが、近年、御礼品を納税者が選択できるシステムを導入している自治体もどんどんふえておりますので、本町においても今後検討したいと。今後というよりも、早急に検討したいということで思っておるところでございます。

また、そういった中で今年度、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型を活用いたしまして、亶理町の独自の取り組みといたしまして、地域資源や特産品を生かすため、各分野における個別の施策及び効果を循環させ、総合的なブランド、地域力を構築して、町のPRを行うことを目的に、「地域特性を活かした複合型創生プロジェクト業務」を計画しております。この業務において、ふるさと名物の企画及び商品開発を初め、亶理特産物WEBサイトの企画・構築などを行うこととしておりますので、これらの状況を考慮しながらクレジット決済や御礼品の選択について検討してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今、町長が答弁してくださった地域特性を活かした複合型プロジェクト業務は、どこの課で対応していつから始まるのでしょうか。これをまず1点、お聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当課は企画財政課になっております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） ぜひ、私はやっぱり本町はイチゴだと思います。ジャムだけでなく、本当に甘い生のイチゴを送ってあげたらいいのかなと思うのと、あとぜひ亶理町に来ていただきたいと思っておりますので、イチゴ狩り等もやっぱり返礼品の中に、選べる中に入れてあげたらいいのかなと思います。また、まもなく今もうはらこ飯、土日あたりも亶理町の6号線、結構込んでいるような状況です。このはらこ飯のアップールもしていただきたいと思っております。

そして、今、亶理で一番お客さんが呼べるこのわたり温泉の入浴券等もぜひ返礼品としてお上げすることによって、町に人が来てくれると思います。そのことによって、やっぱりお風呂に入るだけでなく、おいしいものを食べていただいたり、そして帰りにはお土産も買っていただく。やっぱり地域の経済に本当にいい影響を

及ぼすことになると思いますので、ここら辺もしっかりと、町長が一番この辺はわかっているんじゃないかと思うので、互理町には本当にどこにも負けない地域の資源、それから特産品があります。寄附金の拡大というのは、地場産業振興にもかかわりますので、本当に早急に対応していただきたいと思います。でも、早急に対応するという町長のご答弁ですけれども、私のこういう考えはだめでしょうか。イチゴに鳥の海温泉にはらこ飯、来てもらえる方法をとという部分での町長のまずお考えを示していただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるご提案については、大変貴重なご意見としてお伺いしておきたいと思います。ありがとうございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） あと、物だけでなく、この御礼の中に御礼のお手紙も入っていると思いますけれども、今度は町の応援団としてぜひリーダーになっていただきたいと私は思いますので、町の広報紙、町はここまで復興していますよ、鳥の海温泉はこんなにお客さんが来ていますよというような、町の広報紙も今後送っていただければいいのかなと思います。

また、納税してくださった方の了解を得て、その広報紙の中にふるさと納税、町の応援団というので名前を記載してあげるとか、やっぱり物だけでなく心も伝わるような、そういうふるさと納税の方法も必要なのかなと考えますけれども、この点はいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この件につきまして、ふるさと納税をしていただいた方への広報紙の送付及び広報紙への掲載につきましては、今後検討したいと考えております。

ただ、現在、納税者の方から申し込みいただく段階で、ホームページあるいは広報紙への公表、こういったことを必ず確認しております。中には、名前を出さないでくださいとおっしゃる方もいらっしゃいます。その辺は、慎重に対応しているところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今まで岩沼市では返礼品を出していなかったということですが、やっぱりこういうふるさと納税が全国で注目を浴びている中で、岩沼市でも今

度は返礼品を出すということで商品開発、地元のカレーや牛タン、それから紙製品などを用意していると。そして、随時、品目を拡充していくということです。また、白石市では1万円から6万円までの6段階になっていて、そしてAコースとBコースというのに分かれているみたいです。Aコースが28種類です。Bコースが15種類、それが選べるようになっているということです。ぜひ本町でも出品する業者を募って、町の活性化につなげていくべきと私は考えますが、いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） ふるさと納税に関する私の考え方を若干述べたいと思うんですけども、実はもともとふるさと納税につきましては、ふるさとに貢献したいという気持ちを実現するために制度化されたのが本来の趣旨であります。今、ここで議論なさっておられますとおり、それは趣旨から違った形で今動き始めているかなど。いわゆる、返礼品といいますかね、ちょっと形が変わっていつているなどということも否めないことでもあります。

当亘理町としては、非常に誇りのある町ですから、この制度の趣旨を十分に生かした中でこの制度を活用していきたいと。同時に、私も財源の確保については相当がめついわけですから、この2つを両立できるように工夫して、みんなで知恵を絞っていききたいなと思っております。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 昨年の9月の答弁で、ふるさと納税は財源の拡大の目的も非常に重要なことであると。しかし、亘理町を知ってもらうことでマーケティングのツール、自治体のビジネスチャンスということでも捉えているというふうに考えているという答弁をいただいております。ふるさと納税についてさらに、そして改善する余地はあるのかなというように考えておりますという、そういうご答弁をいただいております。1年たちました。でも、なかなか内容というか状況は変わっていないのが、今現在あるふるさと納税制度だと思いますので、ぜひ町が元気になるように、そしてまた寄附をしてくださった方に、今度は喜んでもらえるようなふるさと納税の体制を、しっかりと早々に取り組んでいただきたいということを申し上げて、2番目のヘルプカードの導入についてお伺いいたします。

ヘルプカードの導入についてです。ヘルプカードとは、障害のある人が緊急時や災害時、日常生活の中で困ったときに、周囲の人に示すことで必要な支援や配備を

求めやすくするためのものです。特に、聴覚障害者や内部障害者、知的障害者など一見外見からは障害者とはわからない人が周囲に支援を求める際に有効です。本町としてヘルプカードの導入をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ヘルプカードにつきましては、コミュニケーションに困難のある障害者の方など、何か不測の事態に陥ったとき、周囲の人に支援を求めたりするときのツールとして携帯するカードとなっており、災害時や緊急時、外出先などで困った場合など、手助けを必要とする場面での活用を想定されているものであります。

カードには、所持者の住所、氏名、緊急連絡先などの個人情報のほか、必要な支援内容として障害、疾病等の特性や具体的な支援内容など所持者の詳細な情報を記載するようになっており、特に聴覚障害者や内部障害、知的障害者など、一見障害者とわからない方が周囲に支援を求める際意思表示として有効になるものと思います。

現在、本町では聴覚障害者の方につきましては、NTTグループ作成の「電話お願い手帳」を窓口に備えておりまして、活用いただいております。本年4月から8月末までに28冊ほどご利用いただいております。また、災害時要支援者情報登録制度による台帳の整備により、障害を抱えている方や高齢の方の安全・安心の確保に努めているところでございますけれども、第2期障害者計画の基本目標であります「思いやりとコミュニケーションの推進」、「安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進」を図るため、ご質問にありますヘルプカードの導入にも前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 亘理町第2期障害者計画には、身体に障害のある方が1,197人、精神的障害を持っていらっしゃる方が155人、知的障害者の方が183人、難病の患者の方が254人ですかね、合わせると1,700人ぐらいになるかなと考えます。その中で、聴覚障害の方が97人、内部障害者の方が360人いらっしゃいます。ただいま町長に答弁いただきましたけれども、聴覚障害者の方についてはNTTの「電話お願い手帳」、この利用は28冊ということですが、大変便利なものです。ただ、内部障害者の方や、また知的、精神に障害のある方、難病患者の方、高齢者などの要支援者に

対して、町はもっともときめ細やかな対応をしていくことが必要かと考えますが、このことについてお考えはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在、担当課であります福祉課のほうで鋭意いろいろ検討しております。その現在の進行状況につきまして、福祉課長のほうから答弁させます。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 今回、第2期と第4期の福祉計画等々を策定したわけなんですけど、その中に具体的にはヘルプカードのほうを盛り込んではいませんが、議員のご指摘とかご意見をいただきまして、今回の質問の中でいただきましたので、東京都等でガイドラインを策定してございます。県内におきましても仙台市とか石巻市、それから蔵王町でやっているようでございますので、これを十分に参考としながら、先ほど町長が答弁しましたように、前向きに検討して実施したいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 仙台市では障害のある市民が、緊急時の必要な支援や連絡先を記入した名刺大のヘルプカードを作成しております。東日本大震災の発生時に、障害者が避難先で住民と思うように意思疎通が図れないケースがあった。その教訓を生かすため、カードを財布などに入れて携行し、周囲の手助けが必要ときに活用してもらおうとしております。また、蔵王町でもヘルプカードを導入しております。本町でも障害を抱えていらっしゃる方が本当に安心して暮らせるように、このヘルプカードの導入は必要かと考えます。

今、町長も、課長にも前向きに検討するというご答弁をいただいておりますけれども、この「前向き」というのは来年度とかことし中につくるとかという、そういう「前向き」なんですか。やっぱり状況を聞いて、検討委員会を立ち上げて、そして皆さんの意見を聞きながら進めていく、そういうのだと若干時間がかかるような気がしますけれども、このヘルプカードはそんなに時間をかけなくてもできるような、大体の型が決まっているというような、そういうことなのかなと私の中では思っているんですけども、この点についていかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど福祉課長のほうから答弁したように、綿密に事務レベルで検

討しているということで、答弁とさせていただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 先日、私は役場に聴覚障害を持っていらっしゃる友人とお伺いいたしました。そのときに、福祉課の窓口はこのN T Tの「電話お願い手帳」があって、ああこういうのがあるんだねと。この中を見てみたら、本当にヘルプカードみたいに、「ありがとうございます」とか「私のかわりに電話をかけていただけますか」とか、「今、何が起きているんですか」とか、「ゆっくり話していただけますか」という、そういうようなのを示すようなカードが入ってまして、ああこういうのがあるんだねという、そういうお友達がこれを早速いただいて、きょうちょっとお借りしてきました。ですので、ぜひ役場だけでなく、病院に行くときもいつもお願いされて、やっぱり窓口の対応が物すごく不安なんだそうです。ぜひ、そういう聴覚障害を持っていらっしゃる方、内部障害を持っていらっしゃる方に、少しでも安心して生活ができるようにしていただきたいと思います。

そしてまた、あわせて、カードだけつくっていてもだめなんですよ。やっぱり周囲の皆さんに、こういうカードを示されたら協力をしてくださいという、そういう周知も必要かと思えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 具体的内容については、担当課長のほうから答弁させます。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 議員が申されますように、住民への理解というのが大変大きい問題になってきますので、その辺については実施の際には町広報なりチラシなりをつくって十分に周知していきたいと思えますし、先ほど言われました医療機関とか公共機関等については、同じようにチラシで、こういう人が来たらばご協力を願うなりのリーフレットの的な、チラシ的なものもつくっていく必要があろうかと思えます。

ただ、今回のカードの中でやっぱり個人情報が入るので、その辺を本人へ周知するのが一番大事なことで考えておりますので、その点を踏まえて検討してまいりたいと思います。

あと、先ほど検討会の話が出ましたけれども、直接的にはガイドライン等が出ていますので、ある程度固まった中でそのカードといいますか、2つ折りとか、見開きのやつとかできますけれども、詰まりましたら地域の自立支援協議会とかの中で

ちょっと意見ぐらいはいただいて進めたいというふうに考えてございます。以上で
ございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） それでは、3番目に入ります。

骨髄移植ドナー支援制度の導入についてであります。骨髄バンクを利用しての骨髄移植の場合、ドナーには検査や入院費用はかかりませんが、仕事を休む必要があり、収入が減ることにより提供をためらうケースがあります。そこで、そのような経済的負担を軽減し、ドナー登録及び提供をふやすことを目的に、ドナーに対して助成金を支給する制度を要している自治体があります。本町でも骨髄移植のドナーを支援する取り組みの導入についての見解を伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 骨髄移植ドナーを支援する取り組みの導入についてのご質問ですが、白血球や重症再生不良性貧血等の治療法として行われている骨髄移植は、患者の骨髄液を提供者、いわゆるドナーの健康な骨髄と入れかえ、正常な血液をつくる機能を回復させる治療法で、ドナーと患者との間で白血球の型を一致させる必要があります。そのため、広く一般の方々に善意の骨髄提供を呼びかける骨髄バンクが1992年より開始され、多くの患者を救う実績を上げていると承知しております。

骨髄バンクを利用しての骨髄移植の場合、ドナーには検査や入院費用、病院までの交通費はかかりませんが、7日から10日間の通院や入院が必要であり、仕事を休まざるを得ません。善意に基づく提供ですので、休業補償はなく無償で行われております。任意、善意のもとでのドナーということで、支援制度を実施している市町村は、宮城県では今のところないようなんですけれども、今後国県の動向を見きわめながら検討してまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 本町で骨髄バンクに登録していらっしゃる方は、何人いらっしゃいますでしょうか。まず、その点についてお伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 私の手元にいただいている数字でございますけれども、亶理町では男性で74名、女性で96名、これは今年、27年の6月末現在の数字でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 先ほど町長もご答弁いただきましたけれども、国では24年9月に造血細胞移植推進法が成立しております。それによって、骨髄、末梢血管細胞、臍帯血の3つの移植手術のうち、患者が最適な治療法を選択できる体制が整備されました。造血細胞移植という治療法は、他の治療法と異なって、骨髄や臍帯血を提供してくださる善意のドナーがいて初めて成立する治療法です。この推進法の整備に伴い、患者家族を支援するためにドナー登録者の増加を目指していくことは、病気で若くして命を落とす人をなくしていく、少なくしていく道を開くこととなります。

現在、造血細胞移植の潜在需要は、5割から6割しかニーズを満たしていないということです。せっかく骨髄バンクに登録され適合しても、最終的には骨髄提供までに至らないケースが4割程度あるという報告があります。理由として、やっぱりドナーへの入院、通院における休業補償がないことと、ドナーの負担が重いことが挙げられております。ドナーへの費用補償をすることにより、ドナーの善意を生かしてより多くの命が救われることとなります。

全国で約100ぐらいの市町村で助成制度を行っておりまして、1人当たり1日休業補償として2万円、日数的には7日間ということで14万円程度です。例えば年間5人を用意したとしても、70万円ぐらいの予算になります。亘理町においても率先して、まだ宮城県からはどこも行っておりませんが、率先してとうとい命のボランティアであるドナー制度、ドナーへの助成制度を立ち上げていくべきかと私は考えます。とうとい人命を守る偉大な政策になることは、間違いのないと思います。ぜひとも町長の決断で取り組んでいただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げましたんですけれども、町独自というよりも、やっぱりこの事業につきましては国、少なくとも県、県との連携というのはぜひ必要になってこようかと思っております。この件について、私も多少、検討会に入りましたんですけれども、例えば亘理町のドナーが仙台市の方に提供した場合、亘理町でなぜ休業補償をしなければならないのかと、そういったいろんな、仙台市でむしろ、仙台市の市民に提供する、そういったいろんな問題も出ますから、これはやっぱり亘理町だけじゃなくて、やっぱり少なくとも県、できれば国まで入ればなお結構なん

ですけれども、先ほど申し上げたのはそういうことで、それとのケースの中で考えていくべきじゃないかなというのが、現在の考え方です。

ですから、おっしゃっている趣旨については十分理解できるんですけれども、もう少し慎重に進めたいなと思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 町長のおっしゃるとおりだと思います。埼玉県では、全市町村が助成制度を実施しているんです。それは、県が市町に2分の1助成をしているという、そういうことによって埼玉県が全市町村で実施していくということにつながっているのかなと思います。本町も県にしっかりと働きかけていただきたいと思います。

それで、10月は骨髄バンク推進月間になっております。ぜひ町として骨髄移植への理解をさらに深めてもらうために啓発活動を行い、登録推進を図っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） そのように努めたいと思います。（「質問を終わります」の声あり）

議長（安細隆之君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告4番までとし、通告5番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、残りの一般質問は、あす午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時39分 延会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 百 井 いと子

署 名 議 員 渡 邊 重 益